

令和3年第8回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和3年8月6日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和3年8月17日
4. 出席農業委員 19名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野 照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 宍戸 洋一
 - 9番 阿部 忠幸
 - 10番 浦山 公一
 - 11番 大槻 孝徳
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 大橋 吉成
 - 14番 千葉 利市
 - 15番 長沢 壽幸
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 なし
6. 出席農地利用最適化推進委員 22名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木 春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美江
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - 29番 佐藤 善一
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 野田 源吉
 - 32番 舟山 健一
 - 33番 引地 秀樹
 - 34番 八城 智広
 - 35番 佐瀬 之人
 - 36番 ~~小賀坂 伸夫~~
 - 37番 ~~秋葉 武~~
 - 38番 大和田俊一郎
 - 39番 三浦 秀勝
 - 40番 阿部 良夫
 - 41番 津田 茂
 - 42番 井上 林一
 - 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 2名
8. この会の事務従事者 事務局長 齋藤喜行、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主任主事 齋藤朋像、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 現況確認証明願いについて
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 あっせん申出について
 - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
 - 議 長 只今から、令和3年第8回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(15時20分宣告)
只今の出席委員は、農業委員19名、推進委員22名で定足数に達しております。よって令和3年第8回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。
 - 議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員

会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、5番、渡邊政幸委員、6番、菅野照委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と菅井主事の2人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議 長 それでは、議案審議に入ります。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての補足説明を申し上げます。

1番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ贈与による所有権の移転です。〇〇さんは、軽トラック、トラクター、耕運機などの農業機械を所有しており、夫婦で年間500日農業に従事し、許可後の耕作面積は113aです。通作距離は、自宅から徒歩3分ほどであります。

2番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ売買による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、耕運機、田植え機、噴霧器などの農業機械を所有しており、年間200日農業に従事し、許可後の耕作面積は100aです。通作距離は、自宅から車で15分ほどであります。

3番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの売買による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、耕運機、田植え機など農業機械を所有しており、夫婦で年間220日農業に従事し、許可後の耕作面積は225aです。通作距離は、自宅から2kmであります。

以上、3件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、霊山、月舘、白根、山舟生の30a、それ以外の地域は40aという下限面積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番と2番の案件について、18番、土屋洋一郎調査員お願いいたします。

まず1番ですが、譲渡人の〇〇〇〇さんには電話で、譲受人の〇〇〇〇さんには自宅で、お話を伺いました。申請は兄の〇〇さんから、弟の〇〇さんに贈与するというものです。〇〇さんは、奥さんと、主に桃と柿を栽培する農家です。申請地の場所は〇〇さんの所有する畑の続きにあって、これまでも一体の桃畑として耕作管理してきました。よく管理されており、問題は無いという風に見てまいりました。

議長　ありがとうございます。

14番委員 議案第1号の3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

議長　ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 質疑ございませんか。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」の３件の案件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたし

ます。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の3件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、1番の案件については、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で、許可権者である福島県に意見送付し、問題がなければ「許可決定」されることになります。それでは、議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第2号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、〇〇〇〇〇〇〇〇による土地区画整理事業施行のための一時転用であります。内容につきましては、道路、水路につきましては、土地改良事業としての実施になりますが、工事のための現場事務所や進入路等の工事に用地が必要不可欠であり、このための一時転用が必要となります。農地区分については、土地区画整理事業区域内農地でありますので第3種農地であります。第3種農地は転用可能であるため転用可能と判断しました。

2番・3番・4番については、同一案件ですので合わせて説明させていただきます。2番は農家住宅敷地への転用となります。3番は農家住宅建設のための排水工事の一時転用となります。4番は農家住宅建設に伴う排水のための柵設置の転用であります。農家住宅の移転となります。農地区分は、10ha未満の農地であるため第2種農地となります。第2種農地は代替がなければ転用可能となるため、転用可能と判断しました。

5番については、農家住宅敷地への転用であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしているため第1種農地となります。第1種農地であっても集落接続事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

以上のことから転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、12番、吉田浩重調査員、お願いいたします。

12番委員 議案第2号の1番の案件の現地確認について報告いたします。昨日、午前9時に伊達総合支所に、会長、7番鈴木委員、21番佐々木委員、私、事務局3

議長　ありがとうございます。

1 1 番委員 議案第 2 号の 2 番、3 番、4 番の案件の現地確認について報告いたします。

議長　ありがとうございます。

議長　ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1番を除く4件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

1番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めたうえで、その結果、異議がなければ、許可権者である福島県に意見送付いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、7番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」することになります。それでは、議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第3号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、分家住宅への転用であります。使用貸借権の設定30年であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接続事業は転用可能でありますので、転用可能と判断しました。

2番については、露天資材置場敷地への転用であります。賃借権の設定3年以後更新であります。農地区分は、農地が10ha未満であるため、第2種農地となります。第2種農地は、他に替えるべき土地がない場合は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

3番については、公共事業施行に伴う現場事務所、露天資材置場敷地、駐車場敷地への一時転用であります。賃借権の設定1年4か月であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、一時転用は許可可能でありますので、転用可能と判断しました。

4番については、駐車場敷地への転用であります。賃借権の設定20年であります。農地区分は、上保原駅から500m以内の農地であるため、第2種農地となります。第2種は、他に代わるべき土地がない場合転用可能となることから、転用可能と判断しました。

5番については、公共事業受注に伴う、現場事務所、露天資材置場敷地、駐車場敷地への転用であります。一時転用となります。賃借権の設定8か月であ

議長　この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第 3 号の 1 番の案件について、7 番、鈴木政浩調査員、お願いいたします。

7番委員 議案第3号の1番の案件について報告いたします。

昨日、伊達総合支所集合で、吉田委員、佐々木推進委員、清野会長、事務局3名と私の計7名で現地を調査して参りました。この場所は、〇〇〇〇〇〇〇の沿道にあります、〇〇にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のすぐ東になります。この案件は分家住宅になります。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、〇〇です。排水もしっかりありますし、隣の農地も、〇〇さんの農地になります。何ら問題なく見て参りました。委員の皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議案第3号の2番の案件について、17番、渡邊茂調査員お願いいたします。

昨日、午前１０時１５分、梁川総合支所集合で、土屋委員、渡邊政幸委員、私、事務局３名にて現地確認をして参りました。現地は〇〇〇〇〇〇より、〇〇〇〇〇〇に入った、道路沿いにありまして、最近はイノシシの被害が多くなりまして、耕作放棄地が多くなって来ている所であります。現地も放棄地に隣接しておりまして、やむを得ないんじゃないかと判断して参りました。委員の皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議案第 3 号の 3 番の案件について、3 番、八巻長一調査員お願いいたします。

昨日、午前１１時にＪＡふくしま未来山舟生支店集合で、大槻孝徳委員、八巻博委員、私と、事務局３名の計６名で現地を確認して参りました。今回の案件

議長　ありがとうございます。

1 番委員 議案第 3 号の 4 番と 5 番の現地調査の結果について報告いたします。昨日、伊達市役所に午後 1 時半集合で、長沢委員、浦山委員、事務局 3 名と私の計 6 名で現地を確認して参りました。

次に５番の案件につきましては、公共事業工事のための駐車場敷地として使用したいとの申請ですが、従来より現場事務所敷地等として使用されてきた土地であり、何ら問題ないと見て参りました。委員の皆さまのご審議、よろしくお願ひいたします。

議長　ありがとうございます。

10番委員 議案第3号の6番の現地調査について報告いたします。

議長　ありがとうございます。

13番委員 議案第3号の7番の案件について報告いたします。

昨日午後２時３０分霊山総合支所集合で、菅野照委員、阿部忠幸委員、私と事務局３名の計６名で現地を確認して参りました。その前に、１３日に〇〇〇さんと話をして、話を色々聞いております。この場所は、県道４５号線より、〇〇〇〇〇〇〇から入った所の、〇〇〇〇〇〇〇の入り口から約２００メートル

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 長 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 7 件の案件について、質疑を許します。

議 場 「異議なし」の声。

議長 長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の7番を除く6件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。7番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ「許可決定」とし、異議があった場合は、再度総会で審議することになります。

事務局長（議案第4号朗読説明）

農地係長 議案第４号「現況確認証明願いについて」補足説明を申し上げます。

2番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、平成元年頃より原野化し、平成11年より駐車場として利用しているそうです。

4番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、周囲を山林に囲まれ山林化しております。

以上 証明を付すのもやむを得ない、と判断し受理いたしましたので、委員の皆さまのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っております。

ので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第4号の1番の案件について、18番、土屋洋一郎調査員、お願いいたします。

18番委員 議案第4号の1番の案件の現地調査について報告いたします。

昨日、渡邊茂委員、渡邊政幸委員、私、事務局3名の計6名で調査を行いました。申請人の〇〇さんからは、電話で聞き取りを行っております。申請は、昭和3年頃より宅地化しているが、地目が農地のままだったので、地目変更願を願い出たという事です。場所は住宅に隣接しており、この区域は農振からも外れているというような所です。事前調査したところでは、申請人の祖母が旧家から分家した後、申請人の母が昭和20年頃に〇〇〇〇を開くなどして、現在は申請人が継いでおります。既に100年近くにもなり、継続した現状を見ると、承認相当と見て参りました。

議長 ありがとうございます。

議案第4号の2番の案件について、5番、渡邊政幸調査員お願いいたします。

5番委員 議案第4号の2番の案件について報告いたします。

昨日、8月16日午前10時15分に梁川総合支所に集合し、土屋洋一郎委員、渡邊茂委員、私、事務局3名の計6名で見て参りました。場所は、堰本の大関東木田から泉原に抜ける〇〇〇〇〇の中頃にある、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のすぐ脇です。平成元年頃より原野化し、その後駐車場に長年利用してきたため、地盤が固まり、周りに被害を与える事も無いようで、承認するのやむを得ないと判断して参りましたので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第4号の3番と4番と5番の案件について、4番、寺島武調査員お願いいたします。

4番委員 議案第4号の3番、4番、5番の案件の現地調査についてご報告申し上げます。昨日、8月16日午後3時30分に月舘総合支所に集合いたしまして、千葉利市委員、高橋敏明推進委員、私、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。申請された土地は、隣接している訳ですが、行く道もわからないくらいに、既に山林化しておまして、やむを得ないと見て参りました。皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第4号「現況確認証明願いについて」の5件の案件について質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第4号「現況確認証明願いについて」の5件の案件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第４号「現況確認証明願いについて」の５件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第５号朗読説明)

今回提出された農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。以上で議案の朗読説明を終了いたします。

議長 それでは、これより質疑に入りますが、議案第５号については、一括審議としたいので、お諮りいたします。

議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る４４件、使用貸借権設定に係る２４件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、一括審議することといたします。

議長 これより審議に入ります。議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る４４件、使用貸借権設定に係る２４件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る４４件、使用貸借権設定に係る２４件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第 6 号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 6 号朗読説明）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第 6 号「あっせん申出について」の 1 件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認め、議案第 6 号「あっせん申出について」の 1 件の案件について、「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第 6 号「あっせん申出について」の 1 件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1 番の案件について、保原地区担当から 2 9 番、佐藤善一推進委員と、3 5 番、佐瀬之人推進委員をお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。

これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 3 年第 8 回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。（1 6 時 2 5 分閉会）

